

○総務省訓令第9号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月19日

総務大臣 高市 早苗

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1 航空海上関係</p> <p>[1～21 略]</p> <p>22 航空機搭載型合成開口レーダーの無線局</p> <p>航空機搭載型合成開口レーダーの無線局の審査は、別紙1の第11によるほか、次の基準により行う。</p> <p>(1) 無線局の種別は、無線標定移動局であること。</p> <p>(2) 設備規則第49条の4の3に定める条件に適合するものであること。</p> <p>(3) <u>航空機用気象レーダーとの混信防止のため、他の航空機局に対して有害な混信を与えないための対策（航空機間の離隔距離等）について記載された資料が提出されていること。</u></p> <p>(4) 航空機用気象レーダーの受信機の飽和を引き起</p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1 航空海上関係</p> <p>[1～21 同左]</p> <p>22 航空機搭載型合成開口レーダーの無線局</p> <p>航空機搭載型合成開口レーダーの無線局の審査は、別紙1の第11によるほか、次の基準により行う。</p> <p>(1) 無線局の種別は、無線標定移動局であること。</p> <p>(2) 設備規則第49条の4の3に定める条件に適合するものであること。</p> <p>(3) <u>搭載される航空機の飛行の方式は、航空法第2条第17項に規定する計器飛行方式によるものであること。</u></p> <p>(4) <u>航空機搭載型合成開口レーダーの無線局を運</u></p>

こさないよう、「他の航空機との近接時においては、等価等方輻射電力が、150m を 1 として高度差を表した値を二乗した値を真数、10 を底として対数をとった値を 10 倍した値に 59.5dBW を足した値以下の場合に限る。」とする旨の附款を付すものとする。

[(5)・(6) 略]

(7) 「この周波数の使用は、無線航行业務のレーダー及び地上に設置した気象用レーダーに有害な混信を与えない場合に限る。」とする旨の附款を付すものとする。

用する際は、国土交通省に対し無線局運用規則第 150 条に定めるノータムを送信するよう依頼する手続をする旨の資料が提出されていること。なお、当該資料には、航空機用気象レーダーを運用する者から混信の報告があった場合には速やかに停止する旨を合わせて記載していること。また、航空機用気象レーダーの受信機の飽和を引き起こさないよう、「他の航空機との近接時においては、等価等方輻射電力が、150m を 1 として高度差を表した値を二乗した値を真数、10 を底として対数をとった値を 10 倍した値に 59.5dBW を足した値以下の場合に限る。」とする旨の附款を付すものとする。

[(5)・(6) 同左]

[新設]

附 則

この訓令は、令和 2 年 3 月 19 日から施行する。